



# 十津川

「心身再生の郷」

2022

1

第724号

contents

新年のごあいさつ

令和3年を振り返って

## 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

# 謹賀新年

## 新

年あけましておめでとうございませう。

村民の皆さまには、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、村政全般にわたり多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

まずは、昨年4月の村長選挙におきましては、村民の皆さまの温かいご支援をいただき、第45代十津川村長として村政を担わせていただく次第となりました。こうして皆さまに新年のご挨拶を申し上げます。ご挨拶を申し上げます。

本年も、自身に課せられた使命と責任の重さを十分に認識し、精進潔斎、村政推進に専念まい進する所存であります。さて、今年の干支は「壬寅

(みずのえとら)。「壬」は「妊」に通じ、陽氣を下に妊(はらむ)、「寅」は「蟠(ミミズ)」に通じ、春の草木が生ずる」という

意味があり、「壬寅」は厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎を築くという含意があるとのこと。昨年の「辛丑(かのとうし)」「辛く苦しい状況を乗り越え、結びつきが強くなる年」を乗り越え、まさに、次なる飛躍を迎える用意をする年であります。

一昨年来の新型コロナウイルスの蔓延に対し、村民の皆さまには多大なるご苦勞をおかけいたしております。当面、その脅威に対する徹底した感染拡大の防止という課題と、社会経済活動の活性化を推進するという課題の両立、すなわち、村民の皆さまの「いのち・くらし・しごと」を守るための取組

を、スピード感を持って、全力で進めていく所存です。

一方、新しい成長の礎を築くという意味では、コロナ禍で見直された新たな機運に乗り遅れることなく、次なる飛躍を迎える用意をしっかりと行ってまいります。

コロナ禍を契機として、人々の意識が変わり、都市部からの距離や、不便な交通や過疎状況といった、これまで地方の弱点とされた特性を、逆に新たな強みに変えて、地域の活力につなげていく動きが全国的に散見されています。

十津川村には、雄大な自然環境や、豊富な観光資源、ユニークな歴史と習俗など、日本全国に、そして世界に、誇れる



十津川村長

小山手 修造

資源が満ちており、相対的に優位な位置にあるとも言えます。

ただ、本村が今後持続的に発展をしていくためには、それらの揺るぎない資源を、さらに磨き上げ、さらなる成長のエンジンとしていく取り組みが何よりも肝要であります。

過疎、少子高齢化といった現下の危機を乗り越えて、活力あふれる十津川村を実現するために全力を尽くしてまいり、引き継いでまいります。引き続き、村政の発展にお力添えいただきますよう、衷心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、村民の皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。

皆さまの

ご健康とご多幸を

お祈り申し上げます



新

年あけましておめでと  
うございます。

村民の皆さまには新しい年  
をご家族お揃いでお迎えのこ  
ととお慶び申し上げます。ま  
た、日頃から村議会活動に深  
いご理解、ご協力を賜っていま  
すこと心より厚くお礼申し上  
げます。

昨年は新型コロナウイルス  
感染症のため、皆さまの日々  
の生活はもとより観光、交  
通、飲食などの経済活動が多  
大な影響を受けることとなり  
ました。

先行き不透明な状況の中  
ではございますが、ワクチン接  
種が進み、明るい光も見えて  
まいりました。村では、国の  
方針に基づき3回目のワクチ

ン接種に向けて準備を進めて  
いますので、今年も平時の暮  
らしが取り戻せるものと願っ  
ております。

さて、近い将来、幹線道路で  
ある国道168号は飛躍的に  
改良され、京阪神への所要時  
間が大幅に短縮され人々の交  
流がますます盛んになりま  
す。

村には伝統文化、史跡や世  
界遺産をはじめ、先人が守り  
育ててきた森林、そして渓谷、  
温泉、稜線等豊かな自然があ  
り、これらは地域振興の大き  
な資源になります。

しかしながら、村の現状は  
人口減少が続いており、特に  
次代を担う子供の数の減少は  
顕著であり、働き手の不足も

大きな課題となっています。

さらに、林業を基幹産業と  
して発展してきた村にとって、  
山林の価値の低下は放置林の  
増加を招き、境界の不明確化  
や相続放棄地が増加するの  
はと危惧しています。

また、空き家や耕作放棄田  
畑、ダムにおける堆積土砂や  
濁水長期化の課題もありま  
す。

今年も村の資源を活用し、  
幾多の課題に真正面から取り  
組み、行政と議会が一体とな  
り、村民の皆さまのご支援と

ご協力を得ながら、国、県等の  
施策を取り入れ、地域振興を  
図らねばと強く感じています。  
村民の皆さまの生命、財産  
を守り、安心して暮らせるこ  
とのできる村づくりに向け一歩  
一歩進むことを心がけたいと思  
っています。

結びに今年が村民の皆さま  
にとって明るい一年となります  
ようお祈り申し上げますと  
もに、今後なお一層のご指導、  
ご鞭撻をお願い申し上げます  
で新年のご挨拶とさせていただきます。



十津川村議会議長

温井 利一

2021



3日 十津川村成人式



15日 「西川のいえ」完成(大字重里)



20日 新十津川町開町131年記念式典



20日 水害慰霊祭



1日 第41回十津川村文化祭(2日目)

7日 チャレンジスポーツ in 十津川

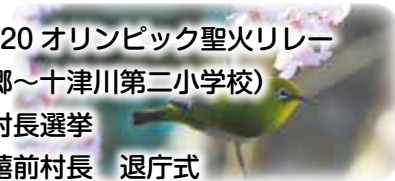
21日 スローライフ・フォーラム in 十津川



11日 東京2020オリンピック聖火リレー  
(昴の郷~十津川第二小学校)

18日 十津川村長選挙

23日 更谷慈禧前村長 退任式



1日「地域通貨とつーか」第3弾利用開始



31日 第41回十津川村文化祭(1日目)



20日 高齢者運転免許自主返納等支援事業協定調印式



感染症対策のため  
2020年から引き続き  
中止した行事が多い  
一年でした

2022

カメラスケッチ CameraSketch



▲岸田総理や受賞者らと全体記念撮影



空中の村

Open 3月1日~11月30日

営業時間 9:00~17:00

(受け付け16:00まで)

定休日 火曜日

※雨天・8月20日は休園

奈良県吉野郡十津川村大字小川112

ディスカバー農山漁村の宝  
「空中の村」が特別賞を受賞!

農林水産省と内閣官房が「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、優良事例を選定し全国へ発信する「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」第8回選定として、レジャー施設「空中の村」(大字小川)が特別賞に選ばれ、12月9日に総理大臣官邸で選定証授与式が行われました。

「空中の村」は、森林を活かした村の新たな観光拠点施設としての成果が評価されました。2月末まで冬季休園中ですが、春には森林浴や空中散歩を楽しみに訪れたいですね。



## 保 育所で不審者対応訓練

子どもを守るために 対応を確認

11月30日、上野地保育所で不審者の侵入を想定した防犯訓練を実施しました。

不審者に扮した警察官が保育所に侵入。保育所の先生たちは子どもを誘導して避難させ、110番通報で駆けつけた警察官が不審者を取り押さえるまでの対応を実践しました。訓練では刺又の使い方を指導していただいたほか、『いかのおすし一人前』を合言葉に子どもたちに被害防止を呼びかけました。

先生たちは「訓練と分かっているけど怖かった。実地訓練をして、とても勉強になりました」と話しました。

## 西 川区ソフトボール大会

晩秋の晴天のもと 2年ぶり開催

11月14日、旧西川第一小学校グラウンド(大字重里)で第17回西川区ソフトボール大会が開催されました。

西川区のほか、十津川第一小学校、十津川第二小学校、青年団から5チームが出場しました。8試合行った時点で日没となり大会は終了しましたが、ホームランあり、完封試合あり、ファインプレーありと、それぞれの試合で盛り上がりました。

選手の皆さん、お疲れさまでした。



▲協定書に調印した奈良県警察本部の松浦交通部長(左)と小山手村長(右)

## 高 齢者の運転免許返納を支援

奈良県警察本部と十津川村が協定を締結

奈良県警察本部と十津川村が連携して、令和4年1月1日以降に運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の村民に対して、十津川村地域流通商品券5,000円分を交付するサービスが始まります。

12月20日に役場で交通安全支援事業の協定の調印式が行われました。村ではこの事業にあわせて、運転免許の自主返納をしやすい環境となるように、1月からデマンドタクシーの運行地区を広げます。村の担当者は、「運転免許の自主返納について考えてみる機会になれば」と話しました。

## 安 全運転できている?自動車シュミレータで診断

12月20日、高森のいえ(大字猿飼)で交通安全教室が開催されました。運転能力の認知判断・操作について考えるきっかけになればと、参加者に自動車シュミレータを体験してもらい、運転能力を診断しました。停車中の車の陰から出てくる単車や夜道に横断する歩行者など、道路上のさまざまな危険を感じながら、車の運転を疑似体験しました。



### 交通安全教室を開催しませんか?

交通安全のお話や、「自動車シュミレータ」を使った交通安全教室などの開催の希望があれば、十津川警察庁舎までご連絡ください。

(お問合わせ) 五條警察署 十津川警察庁舎  
☎0746-63-0110



▲自動車シュミレータを体験(上)  
俊敏性を測定する機器を使っている様子(下)

# 令和3年の災害を振り返って

昨年を振り返ってみると、お盆時期に長雨となり、神納川地区に高齢者等避難が発令されました。近頃では、異常気象により、台風でなくても大雨が降ります。気象予報に十分注意する必要があります。時間帯で見れば、夜寝ている間によく雨が降ったようです。逃げ遅れを防ぐためにも、明るいうちに避難を検討し、大切な家族や命を守るためにも、近所で声をかけ合い、一緒に避難しましょう。

また、火災が多く発生しました。**火の元には十分注意しましょう。**



発生日	種別	被害状況
2月23日	火災	小森 その他火災
3月18日	火災	杉清 林道奥線丈線 車両火災
5月21日	大雨	5:13 大雨警報発表 5:30 土砂災害警戒情報(※)発表 7:30 山手谷線で倒木 7:55 雨量規制通行止め 15:51 大雨警報解除
7月3日	大雨	4:54 大雨警報発表 7:05 大雨警報解除
8月9日	台風9号	3:57 強風大雨注意報発表 6:47 神下・竹筒・玉置川・七色・上湯川 停電 9:35 玉置神社手前で倒木 10:00 台風9号が熱帯低気圧に変わる
8月13日	大雨	20:23 大雨警報発表 21:02 雨量規制通行止め 22:03 洪水注意報発表 22:15 土砂災害警戒情報発表
8月14日	大雨	8:30 土砂災害警戒情報解除 10:18 土砂災害警戒情報再発表 15:47 洪水注意報解除 16:54 神納川地区に避難情報レベル3「高齢者等避難」発令 18:25 ホテル昴に自主避難4名
8月15日	大雨	6:32 洪水注意報発表 7:00 沖ノ口トンネルで倒木 10:36 小原・小森・谷垣内・那知合・山手・平谷 停電 10:56 洪水・雷注意報解除 12:23 停電復旧 12:40 ホテル昴の自主避難者 帰宅 避難所閉鎖 15:20 土砂災害警戒情報解除 15:20 神納川地区の避難情報レベル3「高齢者等避難」解除 19:05 大雨警報から大雨注意報に変更
8月17日	大雨	23:55 大雨警報発表
8月18日	大雨	13:27 大雨警報から注意報に変更
9月18日	台風14号	1:47 大雨洪水注意報発表 3:11 土砂災害警戒情報発表 6:00 雨量規制通行止め 7:40 大野出合より約1km上流で落石 8:45 出谷 水道1件止まる 9:46 大雨洪水警報解除
11月8日	火災	込之上 一般住宅火災
12月2日	火災	今西 一般住宅火災
12月16日	火災	林 建物火災

※土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

# 住宅防火 いのちを守る10のポイント

## 4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

## 6つの対策

**出火防止**

過熱防止センサー

定期的な点検

ボタンを押す

ひもを引く

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

**早期覚知**

定期的な点検

ボタンを押す

ひもを引く

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

**延焼拡大防止**

防火カーテン

防火エプロン

防火アームカバー

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する

**初期消火**

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

**早期避難**

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

**地域の助け合い**

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁

Fire and Disaster Management Agency  
<https://www.fdma.go.jp/>

お問合せ先 総務課 総務・防災グループ  
 ☎0746-62-0001

「国民の暮らしを支える税」

十津川中学校

三年 松井 香雪

税と聞いて自分に一番身近に感じられるものは消費税です。消費税は、買い物やサービスを受けることで全ての人が必然的に払っているもので、そういう意味では私も納税者の一人なのです。収入がないのに、納税者というのも不思議な気がします。

税には様々な種類があり、国に納める国税と地方に納める地方税があるそうです。どちらも私たちが暮らしやすい環境をつくる為に使われており、一番多く使われているのは「医療」「年金」「介護」「福祉」などの社会保障にかかるものだと思います。私たちが学校で使う教科書など学校生活に関するものや人工衛星、スーパーコンピューターの開発などの「教育や科学技術」は四番目、道路や橋、港、ダム、河川の整備などの「公共事業」は五番目ということです。

社会保障にかかるものという面では、自分はもちろんですが、私の祖母のことを考えてみると、税金によって大変助けられていることがよく分かります。祖母は若い頃は病院を受診することも少なかったようですが、最近では手術をしたり入院したり、定期的に通院もしています。それらにかかる費用を全て自分たちで払おうとすると、莫大な金額になるのですが、税金のおかげで、少ない



負担で済んでいるそうです。祖母はよく、「少ない金額でも正しく税金を納めてきたおかげで助けられている」と言います。そしてまた、「頑張って納めてきたのだから、大事に正しい使い方をしてほしい」とも言っています。

昨年から続くコロナ禍でも、多くの税金がその対策に充てられています。税金の使い道は、国民の代表である国会議員やそれぞれの地方の住民の代表である地方議員が話し合っていて、めぐるのですが、みんなが頑張っていて大切な税金の使い道をよく考え、全ての人々の幸せの為に有効に使ってほしいと思います。

私は正直これまで、買い物したりサービスを受けたりするのに、何で十パーセントもの税金を支払わなければならないのかと不満に思っていました。少し税について調べてみると、税金によってお互いが助け合っているということが分かりました。

何年後かには社会に出て給料をもらい、本格的な納税者となる日が来ると思いますが、今感じていることを忘れずに、正しく納めていきたいと思っています。

# 税の作文

国税庁などが主催する「中学生の税についての作文」で受賞した2人の生徒の作品を紹介します。



## 十津川村長賞

「税って知っていた方が良い」

十津川中学校

三年 横倉 圭汰

まだ、ものごとを深く考えていなかった、昔の僕は「なぜ、税なんているんだろ」と軽く考え、税の大切さがわかっていませんでした。でも、どんどん成長していくうえで税の大切さについてわかりました。

昔の僕は、なにも知らないのに税は「僕らには、使われてない」のだと思っていました。今は、授業などで税について教わるので、「税って大切なんだ」とか「税って僕たちのまわりで使われてるんだ」と驚いたり感心しています。僕には、税の使い方について驚いていることと感謝していることがあります。まず、驚いていることです。驚いていることは二つあります。

一つ目は、ゴミ処理費用で約二兆三千六百三十二億円かかっていることです。これをしてしまつたら、自然とゴミを増やさないようにします。また、地球温暖化を抑えるためと税金を違つことに使うためにあらためてゴミの分別や減らすことが大事だと思えます。二つ目は、公立学校の児童や生徒一人当たりの公費負担教育費が小学生は約八十八万二千円、中学生は、約百五十二万円、高校生、全日制は百万円も税金で負担されていることです。僕は中学生で教育費が負担されているのは、知っていたけれど、これだけでも負担されていることは

知りませんでした。このことを知った時は、すっかり中学校生活をしようと思えました。そして、感謝していることも二つあります。一つ目は、税金で国民医療費が負担されていることです。なぜなら、僕は、何回かケガをして、病院に何回も行っていったからです。もしも、負担されていなかったらと考えると恐ろしいです。二つ目は、税金は、道路の整備にも使われていることです。僕が住んでいるところは、電車などがなく、バスや車で行くとなると二時間半以上かかります。一時間半でいけるのも昔に比べるとすごいことです。なので、整備は絶対に必要だからです。税金が道路の整備に使われることで、安全に生活ができます。

このように、税金は、社会の会費のようなのだとわかりました。税のおかげで安全に自由に暮らせるのだと思えます。今も、あまり税について知りませんが、これからは、もっと税について知っていきたいです。税のことを知っていると少し生活が楽になると思えます。





## お知らせ

### 【応急手当普及員講習のご案内】

応急手当普及員講習を開催します。

**時** 3月8日(火)～10日(木)  
午前9時～午後5時

**所** 奈良県広域消防組合 桜井消防署(桜井市大字上之庄3-2)

**申** 2月1日(火)～24日(木)

受講を希望される人は、最寄りの消防署に受講申込書を持参してください。

**実施要領及び申込用紙**

ホームページをご参照ください。

**▲**奈良県広域消防組合  
(<http://www.narask119.jp/>)

**問** 奈良県広域消防組合

五條消防署 十津川分署  
☎0746・64・1190



## 【消費税インボイス制度説明会】

消費税インボイス制度説明会を開催します。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

### 内容

インボイス制度の概要(基礎編)  
【こんな人にオススメ】

- ・インボイス制度という言葉を初めて聞いた人
- ・制度全体の仕組みを知りたい人

**時** ①1月19日(水)

午後2時～午後3時

②1月31日(月)

午後2時～午後3時

**定員** 各15人(要予約)

**所** 吉野納税協会(2階会議室)  
(吉野町大字丹治200番3)

**申** 要予約

1週間前までに、電話で左記問合せ先に申込み。

**問** 吉野税務署 法人課税部門

☎0746・32・15833

## 【特定最低賃金の改定】

12月29日から奈良県の特定最低賃金が改定されました。

特定最低賃金	(発効年月日)
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>905円</b> (令和3年12月29日発効)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>891円</b> (令和3年12月29日発効)
奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 <b>892円</b> (令和3年12月29日発効)
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	日額 6,527円 (平成元年1月25日発効) 時間額 866円 (奈良県最低賃金を適用)

**奈良県最低賃金** は時間額 838円 → **866円** 令和3年10月1日に改定されています。

・奈良県最低賃金は、奈良県内で働くすべての労働者に適用されます。  
・奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高い方の最低賃金が適用されます。

**問** 奈良労働局賃金室

☎0742・32・0206

## 募集

### 【令和4年度国有林モニター】

国有林の事業運営などについて、国民の皆さんの理解を深めるとともに、意見や要望をお聞きして国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

### 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 対象

奈良県内にお住まいで、森林・林業及び国有林に関心のある成人。ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員は除きます。

**申**【締切り】2月1日(火)まで

※募集の詳細は、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

「近畿中国森林管理局 国有林モニター」で検索



**問** 近畿中国森林管理局

総務企画部

企画調整課 林政推進係

☎06・6881・3412



- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 役場代表<br>電話 0746-62-0001<br>FAX 0746-62-0210<br>IPフォ 050-5004-6720<br>050-5004-6721<br>050-5004-6722 | 総務 (総務・防災)62-0001<br>(企画)62-0910<br>(観光)62-0004<br>(農業)62-0005<br>(林業)62-0909<br>産業 62-0003・62-0067<br>教育 | 庁舎2階<br>住民 62-0900・62-0911<br>財政 62-0903<br>建設 62-0033(直通)<br>(道路)62-0904<br>(ダム)62-0907<br>(水道)62-0908 | 庁舎1階<br>福祉 62-0901・62-0902<br>施設 62-0905<br>出納 62-0906 |
| 庁外<br>衛生センター 63-0391<br>小原診療所 63-0040<br>歴史民俗資料館 62-0137  | 庁外<br>し尿処理場 63-0291<br>上野地診療所 68-0207<br>体育文化センター 63-0067   | 役場以外<br>森林館(古ル野) 62-0567<br>滝の湯 62-0400<br>高森の郷 64-1800<br>森林組合 64-0301<br>五條消防十津川分署 64-1190            | 庁舎3階<br>議会事務局 62-0002                                  |

# 令和3年分の確定申告相談について

## 1 税理士による無料相談

近畿税理士会吉野支部の税理士が無料で確定申告の相談をおこないます。

【営業、不動産、山林所得などの申告相談】

場 所	実施日	受付時間
十津川村役場 第1 会議室 (大字小原 225番地の1)	令和4年 2月4日(金)	9:30~16:00

- ※ 入場制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。(待合は3組程度を予定)
- ※ 12時から13時までには相談を行っておりません。
- ※ 交通事情や天候などにより、受付開始時間が若干遅れることがありますのでご了承ください。

## 2 給与所得者や年金受給者のための還付申告相談

【年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職者に係る還付申告相談】

場 所	実施日	受付時間
十津川村住民ホール (大字小原 225番地の1)	2月1日(火)	9:00~16:00
	2月2日(水)	9:00~12:00

### 申告相談についての注意事項

- **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、整理券を配布して入場制限を実施します。**
  - ※ 整理券は、先着順で配布します。
  - ※ **2月1日(火)最大55人、2月2日(水)は、最大25人を予定**
  - ※ 整理券は、各時間帯に割り振りを行いますので、受け取った整理券に記載された時間帯になったら、再度、会場にお越しいただくこととなります。  
例) 10時に受付をして、整理券が15時台であれば、再度、15時に申告会場にお越しいただくこととなります。
  - ※ ご来場の際には、前年分の申告書の控え、税務署からの案内(利用者識別番号)、マイナンバーカード、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑、計算機、使い慣れた眼鏡などをお持ちください。
  - ※ **申告相談時に、検温を行い37.5度以上であれば、入場できなくなり申告手続きは行えません。あらかじめご了承ください。**
  - ※ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での入場(人数)制限に伴い、村民の皆さまにはご不便をおかけします。**  
**簡単にできるスマホやPCからの確定申告をお勧めします!!**

**営業所得・不動産所得・山林所得などについて確定申告される人は、2月4日の税理士による無料相談にお越しください。**

※令和3年分の確定申告相談会は上記の3日間の実施となります。

この相談会以外で、役場窓口にて申告に来られた人は、申告内容により役場では申告書を作成できない場合があります。その場合、吉野税務署まで申告に行ってくださいこととなりますので、あらかじめご了承ください。



お問い合わせ 財政課 ☎ 0746-62-0903

# 吉野税務署からのお知らせ

令和4年1月から  
スマートフォンを利用した申告が  
より一層便利になります

全国で**100万人以上**  
の方が利用されています

2年で約8倍



## ★ スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



## ★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

## スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれかが必要です。

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- 令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、**2月16日(水)から3月15日(火)**までです。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、確定申告会場への入場には、「**入場整理券**」が必要となります。  
入場整理券の配付方法は2通りあります。  
確定申告会場での**当日配付**又は**オンライン(LINE)での事前発行**となります。  
なお、**当日配付は、状況により早めに配付を終了する場合があります**のでご了承ください。
- 確定申告会場では、**長時間お待ちいただく**ことがあります。
- 「検温」「マスクの着用」「手指の消毒」などの感染予防対策にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきます。

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
☎ 0746-62-0067



## 勉強してきたことを発表しました!

十津川第二小学校 学習発表会

12月11日、十津川第二小学校体育館で、学習発表会が行われました。この発表会では、第一小学校の児童らが、この4月から勉強してきたことについて学年ごとに発表を行いました。  
発表会では、1年生と2年生は、それぞれ国語の授業で学習した物語について劇発表を行いました。3年生から6年生は、総合学習の調べ学習で、それぞれ十津川村や災害、戦争捕虜などについて学習した内容の発表を行いました。  
また、音楽発表として、1・2年生は「きらきらぼし」など、3・4年生は「ミッキーマウスマーチ」など、5・6年生は「ルパン三世のテーマ」などの合奏を発表しました。  
この発表会には、人数制限を行いながら、保護者にも参観していただきました。児童らも少し緊張した様子でしたが、元氣よく発表することができました。保護者の皆さんにも日頃の勉強の成果や頑張った発表の様子をご覧いただくことができ、とても良い経験となる発表会になりました。

## 生け花体験を行いました

いこらでフラワーアレンジメント講座

12月19日、平谷地区地域交流センター「いこら」で、フラワーアレンジメント講座を行いました。講座では、未生流笹岡華道教室の栗栖直子さんに指導していただき、クリスマスから正月までアレンジして使える生け花作品を制作しました。講座には、20人の方に参加をいただきました。栗栖さんからの指導を受けながら、ガーベラやカスミソウ、ツガなどの花材を用いて、それぞれ思い思いに花を生けていきました。  
真剣ながらも和やかな雰囲気のもとで講座は進み、最後にはたくさんの綺麗な作品が、いこらで花を咲かせました。



## 調べ学習の成果を発表

十津川中学校 校内総合学習発表会

12月14日、十津川中学校体育館で、校内総合学習発表会が行われました。総合学習は、生徒が自主的に課題を見つけ出し、学んだり考えたり判断したりしながら、課題解決のための資質や能力を育成することを目的とした学習です。  
この発表会では、3年生12人が4班に分かれ、十津川村の観光・人口・資源・生物の分野について調べた内容を班ごとにまとめ、スライドなどを用いて発表しました。  
当日は全校生徒だけでなく、人数制限を行い、3年生の保護者にも観覧いただきました。3年生は最高学年として堂々とした態度で発表を行いました。また、1・2年生も感想や質問を積極的に発表し、全校生で充実した発表会にすることができました。



12月14日、十津川中学校体育館で、校内総合学習発表会が行われました。総合学習は、生徒が自主的に課題を見つけ出し、学んだり考えたり判断したりしながら、課題解決のための資質や能力を育成することを目的とした学習です。  
この発表会では、3年生12人が4班に分かれ、十津川村の観光・人口・資源・生物の分野について調べた内容を班ごとにまとめ、スライドなどを用いて発表しました。



一般  
『ママがもうこの世界にいらなくても』  
私の命の日記  
遠藤 和 / 著

21歳で大腸がんステージ4宣告、22歳で結婚。「どうしても子供がほしい」と抗がん剤を止め、23歳で出産。過酷な状況の中で前向きに生き、24歳で亡くなった女性の、生と死を見つめた日記。



児童  
『そらのうえのそうでんせん』  
鎌田 歩 / 作

鳥? 忍者? いや、ラインマンだ!  
安全に電気を運ぶため、地上50メートルの高さで送電線の点検をする、「ラインマン」の仕事を紹介する絵本です。パノラマページ「鉄塔図解」、見返しに「電気がとどくしくみ」の図など盛りだくさん!



◆新着おすすめ図書◆

### のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

- 開館/平日 8:30~17:15
- 休館/役場の閉庁日
- ◆貸出上限 ひとり5冊
- ◆貸出期間 3週間まで



# 高校だより



## 学校行事

### 小中高合同文化鑑賞会

11月15日に十津川村体育文化センターで、十津川地域連携教育推進組織主催の小中高合同文化鑑賞会が開催され、本校生徒も小中学生とともに参加しました。

文化鑑賞会には、『ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団』にお越しいただき、オーケストラ演奏を鑑賞しました。指揮者体験、ボディパーカッションでの共演など、様々な形で一流の芸術に触れ、楽しい時間を過ごしました。



### 文化祭

11月20日、21日の2日間で文化祭を実施しました。

20日は午前中に開会式とクラス展示を、午後からは文化鑑賞会を行いました。クラス展示では、各クラス、各部活動が趣向を凝らした作品展示やサービス提供を行い、見学者を楽しませていました。文化鑑賞会では、シンガーソングライターの『根のシン』さんに講演および楽曲の演奏を披露していただき、夢を持つことの大切さなど様々な想いを伝えていただきました。

21日は、保護者にもお越しいただき、舞台発表を行いました。舞台発表では各クラスの作成した動画上映や劇、有志によるダンスや和太鼓の演奏、音楽部によるライブなどが行われました。クラスや有志発表は、それぞれの特徴を大いに活かした舞台発表で大変盛り上がりしました。



### 高文連十津川巡回展

11月26日～12月6日に本校別館で令和3年度奈良県高等学校文化連盟十津川巡回展を開催しました。

巡回展作品に選出された県内高校生制作の美術・工芸、書道、写真の各部門の優秀作品を展示し、十津川高校生だけではなく村内の人にも御鑑賞いただきました。お越しいただきありがとうございました。



### 1年総合「林業体験」

11月25日と12月2日に十津川村森林組合木材加工流通センターで林業体験を実施しました。森林組合で実際に使用する大型機械のグラップル、フォークリフトの操縦体験やチェーンソー、薪割り体験、製材所見学などをさせていただき、十津川村の主幹産業である林業について学習することができました。



### ふるさと学「十津川じびえ塾」講演会

12月7日に本校2、3学年ふるさと共生コースの生徒が、本校卒業生である「十津川じびえ塾」の中垣十秋さんに十津川村の地域おこし(ジビエ)について講演していただきました。

猟師、鳥獣駆除、ジビエなどの十津川村の産業に関わる内容を学び、その後ジビエを用いた調理実習で猪ハンバーグやジビエ串カツを作り皆でいただきました。講演会を通して猟師の仕事や鳥獣駆除などについて理解を深めました。



## 部活動

### 剣道部

11月6日、7日にロート奈良武道場において「令和3年度奈良県高等学校剣道新人大会」が行われました。男子5人、女子2人が出場し、団体戦では2回戦で郡山高校に惜敗しましたが、個人戦では男子2年杉本那由他さんがベスト16、女子1年小瀬古桃香さんもベスト16に入りました。これからも精進していきます。



## 介護保険サービスをご存知ですか？

介護保険制度には、生活にお困りの高齢者に対して、下記のようなさまざまなサービスがあります。サービス利用にあたっては審査が必要(\*)になりますので、詳しくは福祉事務所までご相談ください。

(例えばこんな人)

- ・足腰が痛くて掃除ができない
- ・家にこもりがちで外に出る機会がない
- ・同居家族が用事で家を空ける
- ・ベッドや車いす、歩行器を借りたい など

### ●訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅へ訪問し、掃除や買物、洗濯などの支援を行います。

### ●通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に利用者が集まり、日帰りで食事や入浴、カラオケや体操などの各種レクリエーションの支援を受けることができます。

### ●短期入所生活介護(ショートステイ)

数日間、施設に泊まることができ、その間の生活支援(食事や入浴、排泄など)を受けることができます。

### ●福祉用具貸与

ベッドや車いす、歩行器などの福祉用具をレンタルすることができます。

### ●住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消など、介護保険制度で決められた内容の工事の補助(上限20万円)を受けることができます。ただし、工事前に役場に申請が必要です。

### ●特定福祉用具販売

入浴や排泄などレンタルに適さない福祉用具を購入した際に補助(上限10万円)を受けることができます。ただし、補助を受けるには特定福祉用具販売事業所の指定を受けた業者からの購入に限ります。

※介護サービス利用のための申請は十津川村に住所を有する65歳以上の人と、40歳~64歳の特定疾病(末期癌・脳血管障害など16種類の疾患)の人が行えます。利用料金は所得や年金額により、利用金額の1割から3割に設定されています。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901



## 福祉だより

### 医療費助成金の請求忘れはありませんか？

乳幼児医療費、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、精神障害者医療費の受給資格証をお持ちの人が、**他府県の医療機関を受診したときや、治療用装具を購入したときは、福祉事務所に助成金交付請求書の提出が必要です！**

請求ができるのは、請求書を提出する日以前の5年間のうち、受給資格があった期間に受診した医療費です。**5年を過ぎた医療費は請求できません**ので、お手元の領収証をご確認のうえ、**お早めに請求をお願いします。**

#### ○助成金の請求方法

助成金交付請求書(福祉事務所にあります)に記入のうえ、領収証の原本を添付し福祉事務所に提出してください。(郵送も可)

#### ○領収証について

必ず、**受診者氏名・受診年月日・診療点数・支払金額が明記された、領収印のある原本**を提出してください。原則として提出された領収証は返却しませんのでご注意ください。

医療費の返還対象は保険適用分だけです。保険適用外の医療費は返還できませんのでご了承ください。

#### ○治療用装具について

医師が治療に必要と判断し全額自己負担で購入した装具(コルセット・サポーターなどは、保険者(国民健康保険・全国健康保険協会など)に申請することで療養費の支給を受けることができます。

福祉医療受給対象者で上記に該当する場合は、福祉事務所までご連絡ください。

#### ○その他

**医療費返還対象の人の住所や、加入している保険が変更になった(国保から社保に変わった)場合などは、速やかに福祉事務所までご連絡ください。**

また、受給者番号の変更などで新しい受給者証になった場合は、以前の証書を誤って使用しないためにも**古い受給者証は返還**するようご協力よろしくお願いします。



お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901



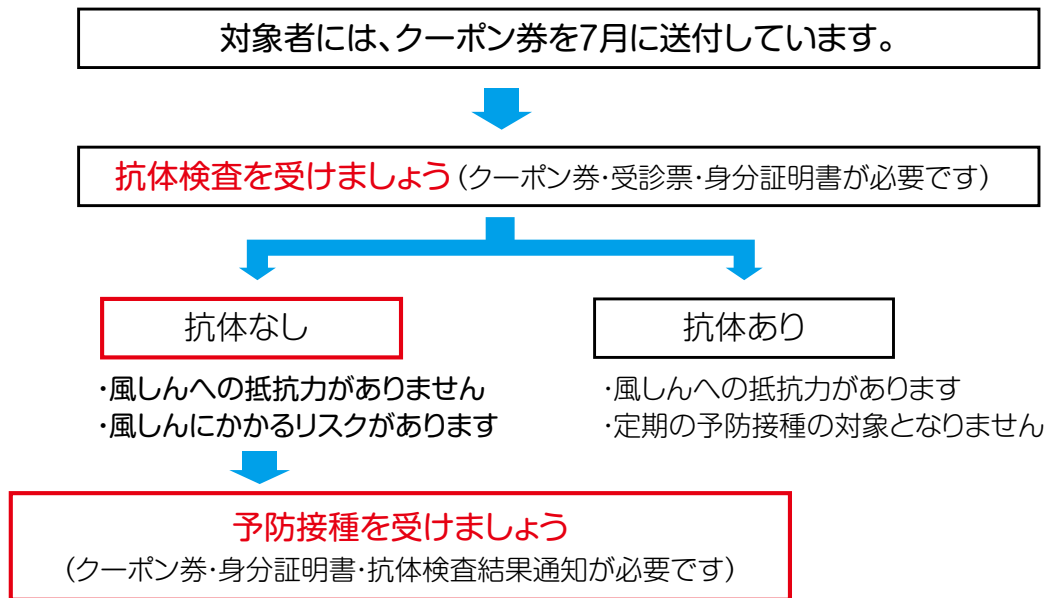
## 風しん抗体検査のお知らせ

国は、風しんに関する追加対策として、これまで風しんの予防接種を公費で受ける機会の全くなかった世代である、昭和37年4月2日から昭和54年4月1生まれの男性に対して、風しん抗体検査を受けていただき検査の結果、抗体価が低い場合に定期接種の対象とすることとしています。対象者には個別で通知しています。

■対象者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた **男性**

■費用：無料

～抗体検査・予防接種までの流れ～



## 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨差し控えの終了について

HPVワクチンは、小学校6年生から高校1年生が定期接種対象です。将来の子宮頸がんになるリスクを減らすことができるHPVワクチンを日本産婦人科学会、日本小児科学会、世界保健機構は推奨しております。

奈良県医師会

**子宮頸がんワクチンについて**

子宮頸がんは、高リスク型のヒトパピローマウイルス(以下HPV)が性的接触によって子宮頸部に感染し、数年から数十年後に発症するがんです。年間11000人以上が発症し、約2800人の方が亡くなっております。

HPVは、多くの成人女性が一度は感染してしまうほど一般的であるため、誰でも子宮頸がんになる可能性があります。また晩婚化の影響もあり、初めて妊娠した際に見つかることも少なくありません。(中略)

厚生労働省の専門家による検討部会は、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンについて、最新の知見を踏まえ改めて安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことから、接種を勧める「積極的勧奨」を再開することを正式に承認しました。







## 国保だより

# 医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医師の負担軽減につながります。皆さんもぜひ、医療機関の適正受診に努めていただきますようお願いいたします。

### かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、病気になったときや、日ごろの健康に不安を感じたときに相談できる身近な医師のことです。気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。風邪などの軽い病気で大病院に行くと、医療費が高くなるばかりではなく、本当に大きな病院でしか対処できない患者さんの治療に支障をきたしてしまうこともあります。

### 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。紹介なく医療機関を変更すると、そのたび初診料がかかり医療費が増加するだけでなく、同じ検査や投薬の重複により、かえって体に負担を与えることもあります。

### 薬のもらいすぎも医療費増加の原因

必要以上に薬をもらいすぎることは、医療費増加の原因です。すでに服用している薬と同じような種類の薬をもらうことは、薬代がかさむだけでなく、副作用で体に悪影響をおよぼしてしまうこともあります。

### 健全な国民健康保険制度を維持していくために

今後も医療費が増え続けると、皆さんが納めている保険税が引き上げられてしまうかもしれません。適正受診に努めて出費を抑制することは、国民健康保険制度を健全化し、私たちの暮らしを守ることにつながります。**みんなが安心して医療を受けられる制度を維持していくために、ご理解ご協力をお願いいたします。**

今月は、国保税第**8**期の納期です。

納期限は**1月31日**ですので、納期限内に忘れず納めましょう！

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746-62-0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746-62-0911



## 20歳になったら国民年金

- ・20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の人など(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- ・20歳になった人には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ・公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ・若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。

### 国民年金のメリット

#### 老後を支える終身保障!

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

#### 万が一の障害や遺族も保障!

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

#### 保険料が控除!

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

#### 基礎年金の半分は国(税金)が負担!

基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

## 国民年金保険料の納付方法

### 国民年金保険料は支払方法が選べます!



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引になります。
  - \*前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。
  - \*20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
  - \*付加保険料の納付は申出月からの開始となりますので、ご希望の人はお早めに役場または年金事務所へお申し込みください。
  - \*20歳到達月からの納付を希望する場合は、誕生日の前日以降、申し込みができます。

お問い合わせ

大和高田年金事務所  
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531

☎0746-62-0900

# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

河合 花大(かた)男 12月2日  
 父:伸郎 母:直子 (谷瀬)  
 村尾 杏(あん)女 12月11日  
 父:守 母:陽子 (谷瀬)

## おくやみ

玉置恵伊子 92歳 12月 9日(猿 飼)  
 大玉 守昂 83歳 12月 9日(平 谷)  
 松實 一志 84歳 12月22日(平 谷)  
 岡 一郎 89歳 12月24日(内 野)

## 善意銀行 (敬称略)

十友会

### ●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和4年1月1日現在)

- 世帯数・・・1,725世帯(-6世帯)
  - 人口・・・3,050人(-9人)  
 男・・・1,551人(-6人)  
 女・・・1,499人(-3人)
- ( )は前月比

## てんいち先生



## \*おたんじょうび おめでとう\*



ひろさき さえ  
 廣崎 早栄 ちゃん(上野地)

1月6日生まれ(満2歳)

これからもニコニコ、  
 モグモグ大きくなってね!

父…真規 母…夏菜

## 役場人事異動

(12月31日付)

【 】は旧職

### ○退職

▶乾 耕輔 ・ 【施設課長】

(1月1日付)

### ○課長級

▶西岡 宏樹 ・ 施設課長 【衛生センター所長】

▶馬場 健一 ・ 産業課長(兼)農業グループ(兼)農業委員会事務局長【産業課長】

### ○課長補佐級

▶垣内 圭三 ・ 衛生センター所長 【福祉事務所次長】

▶松實 崇 ・ 福祉事務所次長 【福祉事務所係長】

### ○係長級

▶千葉 善幸 ・ 衛生センター係長 【産業課係長】

### ○主査級

▶水谷 真美 ・ 診療所看護師(主査)【診療所看護師(主事)】

▶高山 斉明 ・ 施設課主査 【財政課主査】

## 今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
 (第1ch)9:30~、18:00~

### ●チャレンジスポーツin十津川



## 今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
 (第1ch)10:30~、17:00~

明けましておめでとうございます!  
 地域おこし協力隊 角田華子です。11月に主人もカナダから十津川村に引っ越してきて、谷瀬で生活しております。本年も、夫婦共々よろしくお願いいたします。

今月の「ぐっと!奥大和」は、残念ながら十津川村はお休みです。来月号をお楽しみください!

(写真は川津のmusuhilにて)



## あとがき

▶明けましておめでとうございます。令和4年は寅年ですね。

ところで、「虎」という文字を含む四字熟語に「虎溪三笑」があります。「虎溪三笑図」といえば、日本や中国の絵でよく見られる画題で、中国の故事を表しています。中国の虎溪という溪谷で、三人の賢者が話に夢中のあまり思いもかけないところまで来たことに気づき、

三人で大笑いしたといわれています。この三人は、儒・仏・道教における象徴的な人物なのですが、この故事からは個々の思想を超えた相互の親密さを感じます。

個性の時代といわれる世で、人の思想や考え方、個性はさまざまありますが、相手を認めあい笑いあえるような人や地域でありたいですね。(弓場)

●今月の表紙 玉置神社彩色戸襖 (撮影場所:大字玉置川)

※社務所の保存修理に伴い、現在襖絵の拝観はできません。

# 集落の絶景

冬の星空、玉置山(大字玉置川)

撮影:青木康弘さん(大字滝川)



## くらしのカレンダー

●・・・診療情報 ▲・・・イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
1/9 ▲駅伝大会	1/10 成人の日	1/11 ●出張【玉垣内】	1/12	1/13 ●出張【神納川】	1/14	1/15
1/16	1/17	1/18 ●出張【五百瀬】	1/19	1/20 ●整形【小原】	1/21	1/22 ●土曜【小原】
1/23	1/24	1/25 ●出張【東中】	1/26	1/27 ●出張【玉垣内】	1/28	1/29 ●土曜【小原】
1/30	1/31	2/1	2/2	2/3 ●整形【小原・上野地】	2/4	2/5
2/6	2/7	2/8 ●出張【玉垣内】	2/9	2/10 ●出張【五百瀬】	2/11 建国記念の日	2/12 ●土曜【小原】

### 【文字表記】

土曜・・・土曜診療日 五百瀬・神納川地区生活改善センター  
 整形・・・整形外科診療日 東中・・・東中公民館  
 出張・・・出張診療日 玉垣内・・・玉垣内集会所  
 休診・・・休診日 上野地・・・上野地診療所  
 小原・・・小原診療所

### 【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

### 受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:15  
 整形外科診療日 小原 8:30~11:15  
 上野地 14:00~15:15  
 出張診療日 神納川・東中 14:30~15:00  
 玉垣内 14:00~15:00

**有料広告  
募集中!**

「村報とつかわ」や「自治体放送(文字放送)」などに広告の掲載を希望する個人や事業者を募集しています。

詳しくは、十津川村ホームページの「村報とつかわ」

(<https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/>)のページをご覧ください。

お問い合わせ:総務課企画グループ

☎0746-62-0910

✉tiikisei@vill.totsukawa.lg.jp

